

2021年5月21日現在

定 款

一般社団法人感染制御消毒滅菌対策協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人感染制御消毒滅菌対策協会（以下、「当法人」という。）と称する。

2 英文名を Infection Control Sterilization Association（略称 ICSA）と表示する。

(設立趣旨)

第2条 当法人は、感染症への対策や予防等に関する諸問題を解決し、また、業界全体の知識・技術の水準を向上させるため、調査研究、資格認証及び検定事業、研修指導その他啓発活動等を行うことにより、情報通信の振興及び適切な感染症制御方法や消毒滅菌方法に関する知識の普及を図り、もって我が国経済社会の健全な発展並びに人々の生活環境改善に寄与することを目的とする。

(目 的)

第3条 当法人は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 感染症への対策及び予防並びに消毒及び滅菌による環境衛生及び公衆衛生の向上並びに充実に関する活動
2. 感染症への対策及び予防並びに消毒及び滅菌に関する調査研究
3. 感染症への対策及び予防並びに消毒及び滅菌に関する情報の収集と指導
4. 感染症への対策及び予防並びに消毒及び滅菌に関する技術研究とその研修
5. 感染症への対策及び予防並びに消毒及び滅菌に関して必要な知識の普及啓発
6. 感染症への対策及び予防並びに消毒及び滅菌に関する資格認証制度及び技能検定制度の実施
7. 感染症対策や消毒滅菌に有用な商品等の販売及びレンタル
8. 汚染された屋内外の清掃、消毒殺菌消臭及び汚染物の除去
9. 前各号の事業に附帯関連する一切の事業

(主たる事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を大阪市北区西天満五丁目16番3号 西天満ファイブビルに置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入 社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。当法人に入社しようとする者（以下、「入社希望者」という。）は、理事会の定めるところにより入社の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、当法人に入社希望者が次に掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、その入社を承認しないことができる。

一 未成年者、成年被後見人または被保佐人

二 法人でない団体

三 法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

四 当法人または当法人が所属し、加盟し、または賛助する団体から除名された者

五 第7条の定めるところにより経費を負担する資力がない者またはその負担を拒む者

六 故意または重大な過失により、当法人もしくは当法人の他の社員に損害を与え、またはそのおそれのある者

七 前各号に掲げる者のほか、社員となることにより当法人の他の社員に共通する利益を著しく害するおそれのある者

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標ぼうし不正な利益を得る者、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力及びその構成員等の関係者（以下まとめて「反社会的勢力」という。）は、当法人の社員とはなれない。法人の代表者、社員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力である場合の当該法人も同様とする。

(入会費及び会費の負担)

第7条 理事会の承認を得た入社希望者は、入社するにあたり、規則で定めるところにより入会金を支払わなければならない。

2 社員は、当法人の事業活動に必要な費用に充てるため、規則で定める会費を支払わなければならない。

(退 社)

第8条 社員は、当法人の退社を希望する場合は、当法人所定の退社届を提出することにより、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、社員は、次に掲げる事由が生じた場合、退社しなければならない。

一 死亡

二 社員である団体の解散

三 除名

四 第6条第2項第一号から第四号及び第3項に掲げる者のいずれかに該当したこと

3 退社した社員は、第7条で定める会費等の滞納がある場合は、これを清算し、納付しなければならない。

(除 名)

第9条 当法人は、社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

一 法令または当法人の定款、規則もしくは社員総会の決議に違反する行為その他の非違行為があったとき。ただし、違反の程度が軽微であるときを除く。

二 第6条第2項第五号から第七号までに掲げる者のいずれかに該当したとき。

2 前項の決議に特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができないものとする。

3 当法人は、第1項の社員総会において除名しようとする社員に対し、同項の決議を行う前に弁明の機会を与える。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

第3章 社員総会

(定時社員総会及び臨時社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、全ての社員により構成されるものとし、次に掲げる区分に応じ、定時社員総会または臨時社員総会と称する。

- 一 定時社員総会 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定された定時社員総会
- 二 臨時社員総会 前号の定時社員総会以外の社員総会

(社員総会の決議事項)

第12条 社員総会は、一般法人法に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招 集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定により理事長がこれを招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、予め定める順序に従って、他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、開催の2週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会の決議により、理事の中から選出する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項に規定する事項の社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第 16 条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族を代理人として議決権を行使することができる。但し、この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人に備え置くものとする。

第 4 章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第 18 条 当法人には、理事、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の数)

第 19 条 当法人には、理事 3 名以上及び監事 2 名以内を置く。

(理事及び監事の任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。但し、他の在任監事の任期の残存期間が 2 年に足りないときは、選任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代表理事)

第 21 条 当法人には、代表理事 1 名を置き、理事会の決議によって選定する。

2 代表理事を理事長とする。

3 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

(報酬等)

第 22 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益については、別途社員総会の決議により定める。

第 5 章 理 事 会

(招 集)

第 23 条 理事会は、理事長が招集し、会日の 5 日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議 長)

第 24 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に事故もしくは支障があるときは、予め理事会で定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 25 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 26 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示を示したとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは、出席した理事）及び監事がこれに署名し、又は記名押印する。

(役員等の責任免除等)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条第 1 項の行為に関する役員を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により外部理事又は外部監事との間に、同法第111条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度は、10万円以上で予め当法人が定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 解 散

(解散の事由)

第29条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 社員が欠けたとき
- 三 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- 四 破産手続開始の決定
- 五 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第30条 当法人の解散に伴う残余財産は、社員総会の決議によって、その帰属先を決定する。

第7章 計 算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(社員への剰余金の分配の禁止)

第32条 当法人においては、剰余金を社員に分配しない。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、設立の日から令和3年3月31日までとする。

(規則の制定)

第34条 当法人は、本定款に基づき、本定款の施行のために必要な事項につい

- て、規則を定めることができる。
- 2 前項の規則の制定、改廃は、理事会の決議による。
 - 3 本定款及び規則に定めのない事項については、一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以 上